平成２８年（フ）第１１６号
徳島県吉野川市鴨島町上下島67番地４　セジュール藍105、旧住所徳島県吉野川市鴨島町西麻植字江川56番地22
債務者　塩谷　直史
1　決定年月日時　平成28年７月29日午前10時35分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月29日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第４１号
福岡県嘉麻市鴨生122番地25　鴨生県営住宅４棟101号
債務者　梶原　拓也
1　決定年月日時　平成28年７月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月29日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２８年（フ）第２１２号
大分県由布市湯布院町川上3110番地２
債務者　日野　清光
1　決定年月日時　平成28年７月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月29日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第１７１号
沖縄県那覇市三原１丁目９番１号　オアシスヴェルデ501
債務者　屋嘉比美奈子
1　決定年月日時　平成28年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月29日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２８年（フ）第５４１号
神戸市兵庫区下沢通４丁目１番９号
債務者　**藤原**　洋幸
1　決定年月日時　平成28年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月30日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第５４２号
神戸市兵庫区下沢通４丁目１番９号
債務者　**藤原**　英子
1　決定年月日時　平成28年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月30日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第５６３号
神戸市垂水区王居殿３丁目３番３－102号
債務者　上谷　峯子
1　決定年月日時　平成28年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月30日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第３４号
兵庫県たつの市揖西町中垣内甲1471番地16
債務者　鳥生　英一
1　決定年月日時　平成28年７月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月30日まで
神戸地方裁判所龍野支部

平成２８年（フ）第３７号
兵庫県揖保郡太子町佐用岡1012番地32
債務者　七條　尚代
1　決定年月日時　平成28年７月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月30日まで
神戸地方裁判所龍野支部

平成２８年（フ）第３７９号
神奈川県足柄上郡山北町向原2203番地１　ライフプラザアオヤギ　103号
債務者　渡邉　一弘
1　決定年月日時　平成28年７月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月６日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第３８０号
神奈川県足柄上郡開成町延沢802番地
債務者　渡邉ケエ子
1　決定年月日時　平成28年７月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月６日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第５４号
山口県周南市上迫町10番４－303号
債務者　林　　好廣
1　決定年月日時　平成28年７月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月11日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２８年（フ）第２７０号
熊本市西区花園５丁目１番１－404号　市営井芹団地３棟
債務者　茂村　美穂
1　決定年月日時　平成28年７月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月11日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第２８７９号
大阪府東大阪市神田町19番２号
債務者　廣田剛司こと　**廣**田　剛司
1　決定年月日時　平成28年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月16日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月11日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２８８０号
大阪府東大阪市神田町19番２号
債務者　中家　裕子
1　決定年月日時　平成28年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月16日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月11日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２９２２号
大阪府東大阪市森河内西１丁目23番17号　屋根下マンション　202号、前住所大阪府東大阪市森河内西１丁目４番12号
債務者　井関　武司
1　決定年月日時　平成28年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月16日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月11日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部